

# 支部ニュース

2025年5月 No.617

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 ズン文京関口Ⅱ202号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

発行 自由法曹団東京支部

- 佐藤和宏先生ご講演「都民のための住宅政策を考える」概要・・・・・・・・・・幹事長 久保木 亮介
- 「都民のための住宅政策を考える」の講演会に参加して・・・代々木総合法律事務所 三品 理沙子
- 東京憲法会議創立60周年企画・フィールドワーク  
『五日市憲法に学ぶ 日本国憲法のルーツを求めて』に参加した感想  
・・・・・・・・・・・・・・・・北千住法律事務所 黒岩 哲彦
- 五日市憲法ツアー感想～千葉卓三郎の足跡を訪ねて～・・・・・・・・東京法律事務所 伊久間 勇星
- 5月3日憲法大集会感想・・・・・・・・・・・・・・・・・・城北法律事務所 寺澤 純香
- 事務局次長就任挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・東京合同法律事務所 小河 洋介  
・・・・・・・・・・・・・・・・東京東部法律事務所 柏木 優孝

## 佐藤和宏先生ご講演概要

幹事長 久保木 亮介（中野すずらん法律事務所）

4月21日、支部の拡大幹事会の終了後に、佐藤和宏先生（高崎経済大学准教授住宅政策論）にお越しいただき、「都民のための住宅政策を考える」と題し、ご講演をいただきました。

本部及びZOOM参加者の合計は新入団員を含め20名を超え、終了後の懇親会もふくめ大変盛況となりました。

以下、佐藤先生のご講演の内容を要約してご紹介します。

まず初めに、東京都における住宅費の高騰、都民（特に低所得者層）の住宅事情について、「住宅・土地統計調査」など資料の分析に基づきお話し頂きました。

①公的賃貸（公営住宅やUR・公社）の純減、木賃アパートなど低家賃住宅のストック減の一方で、築造された民間アパートが受け皿となっており、結果、家賃の高額化が進んでいること、②狭い方が利益率が高くなることから、築造によっても安く広い借家は増えずむしろ減っていること、③アフォーダビリティ（対家賃比世帯収入割合）で3割以上は過剰負担というべきところ、高くても賃借して住まざるを得ない過剰負担世帯が増加していること、④35～44歳の若い層は高家賃を避けて東京では減少していること、⑤借家政策が不十分なため、高い持ち家を買うか、狭い賃貸に住むかという選択を迫られる

のが現状であること、が指摘されました。

次に、小池都知事の掲げる「アフォーダブル住宅」政策（東京都がファンドに100億円を拠出し、ファンドを通じて住居費の負担を軽減し、子育て世帯の都内定住を促すとの触れ込み）が、都民の要求に応えるものであるかについてお話しいただきました。

①米国や英国など諸外国におけるアフォーダブル住宅政策に触れつつ、住宅価格高騰が継続する中では中低所得層にとってアフォーダブル（手頃）とは必ずしもならないこと、②小池都知事の政策についても、東京都は総体として低所得層が減少し高所得層が増加しており、夫婦子ども世帯も高所得化しており、ここへのアフォーダブル住宅の普及は、却って逆進的な再配分となる可能性があることをお話しいただきました。

さらに、①住宅扶助や住居確保給付金など現行の家賃補助制度について、住宅の質と結びつけて行わない限り、劣悪なストックの退場と総体としての住宅の質の改善は実現されないこと、②都営住宅については、石原都政以来25年間新築ゼロが続いているが、SDG'Sの観点から新築主義のビジネスモデル（住宅産業への奉仕）からの脱却が求められていること、③総じて、経済・環境・健康・社会保障を最大限両立させる住宅政策が求められていること、をお話しいただきました。

## 「都民のための住宅政策を考える」の講演会に参加して

三品 理沙子（代々木総合法律事務所）

4月21日、高崎経済大学で住宅政策論や社会保障論等を研究されている佐藤和宏准教授をお招きして、「都民のための住宅政策を考える」という題材で、講演していただきました。

ここ数年で都内の住宅費が高騰し、住宅費の負担が都民の生活をより一層苦しめています。かつては億ションと言われ、一部の富裕者層しか買うことのできなかった一億円以上するマンションも、今や一般的な値段となっています。そして、住宅費の高騰で住宅の質は改善するばかりか悪化の一途を辿っており、民間のディベロッパーによる新築主義の営業戦略によって、ファミリー層の求める安くて広い公的賃貸物件は減少し、質の悪い狭い新築物件が乱立している状況にあります。

このような中で実際に都民（特に低所得者層）の住宅事情がどうなっているのか、またこのような事情を踏まえて求められている政策は何か等、様々な観点からご講演いただきました。

アフォーダブル住宅とは、住宅費（光熱費等を含む）が総収入の30%以下になる住宅と定義し、民間投資を活用して供給するものをいうそうです。これほど家賃が高騰した日本においては、総収入の30%を超える住宅に住むことは珍しいことではなく、また高い住宅に住むことは個人の問題であって、公的資金を投入して住宅の質と価格のバランスを保証することは軽視される傾向にあります。

しかし、断熱性や遮音性等の住宅の質が一定程度確保された安い住宅に住むことは、経済面だけでなく、健康面でも、住民に大きく寄与するものであるそうです。確かに、私自身、新しい物件を探すときは、できる限り新しくきれいな物件をと、「築浅」を検索条件に入れており、築浅であれば住宅の質が自ずと保証されているものだと考えていましたが、結局家賃との兼ね合いで「築浅」の条件からは外れた物件に住むことになりました。しかし、これまで住んできた築浅の値段の高い物件と比べて、遮音性や断熱性が明らかに良く、今まで築浅の物件に取り憑かれていたのはなんだったのだろうと、これまでの概念が覆

されたような思いがしました。

そのため、先生のおっしゃっていた、質の高くて長く住み続けることのできる安い物件のストックを増やすことの重要性に共感し、単なる家賃補助をするのではなく、給付の目的である住宅の質の改善に結びつく制度設計が必要だと感じました。

## 東京憲法会議創立60周年企画 フィールドワークに参加した感想

黒岩 哲彦（北千住法律事務所）

東京憲法会議創立60周年企画・フィールドワーク『五日市憲法に学ぶ 日本国憲法のルーツを求めて』（2025年4月12日）に参加をしました。

### 1 参加したいと思った理由

「憲法研究会」の鈴木安蔵さんの自由民権運動研究が日本国憲法の源流の源流です。なぜ、「五日市憲法草案」が「五日市」という山間部の町で生まれたのかは不思議に思っていました。

### 2 五日市のまち

経済的にも文化的には発展したことが分かりました。世界レベルの文献を入手して民主主義思想を学べた現実的な事情がよく分かりました。秩父困民党事件（映画「草の乱」）でもリーダーたちは世界レベルの民主主義思想を学んでいます。

### 3 五日市学芸講演会について

①五日市という地で1880年代に20歳代の青年たちが中心に学習会・討論会が活発に行われたことは驚きです。

②テーマは「米等穀物の輸出」や「死刑廃止」など極めて現代的な内容です。

③開催の連絡は「廻状」だと思いますが、いろいろな苦勞があったと思います。

### 4 高い民権意識

五日市という地の青年たちに、長い鎖国を経てわずか10数年で高い民権意識が育っていたことは驚きです。日本国民には自由と民主主義に水脈があると感じます。

### 5 日本国憲法の起草とのかかわり

五日市憲法草案の発見は1968年ですので、日本国憲法起草時には誰もみることができませんでした。日本国憲法の源流との評価は正しいと思いますが、歴史的な論理は深めたいと思います。

### 6 美智子皇后（当時）の2013年の発言（誕生日の文書回答）に共感をします。

「5月の憲法記念日をはさみ、今年は憲法をめぐり、例年に増して盛んな論議が取り交わされていたように感じます。主に新聞紙上でこうした論議に触れながら、かつて、あきる野市の五日市を訪れた時、郷土館で見せて頂いた「五日市憲法草案」のことをしきりに思い出しておりました。明治憲法の公布（明治22年）に先立ち、地域の小学校の教員、地主や農民が、寄り合い、討議を重ねて書き上げた民間の憲法草案で、基本的人権の尊重や教育の自由の保障及び教育を受ける義務、法の下での平等、更に言論の自由、信教の自由など、204条が書かれており、地方自治権等についても記されています。当時これに類する民間の憲法草案が、日本各地の少なくとも40数か所で作られていたと聞きま

したが、近代日本の黎明期に生きた人々の、政治参加への強い意欲や、自国の未来に向けた熱い願いに触れ、深い感銘を覚えたことでした。長い鎖国を経た19世紀末の日本で、市井の人々の間に既に育っていた民権意識を記録するものとして、世界でも珍しい文化遺産ではないかと思います。」

【五日市憲法草案が発見された深沢家の土蔵 2025年4月12日撮影】



## 五日市憲法ツアー感想 ～千葉卓三郎の足跡を訪ねて～

事務局次長 伊久間 勇星（東京法律事務所）

4月12日、東京憲法会議の主催する五日市憲法ツアーに参加した。

1968年に発見された五日市憲法は、五日市で教師だった千葉卓三郎が1881年に起草した私擬憲法の一つである。

東京に越してから10年以上経っておきながら今まで五日市（あきる野市）という地に足を伸ばしたことが無かったが、かつては木炭産業や林業により栄えた町で、五日市の自由民権運動の盛り上がりは地域の豪農の手厚いサポートあってこそのもだったという。

ツアーでは五日市郷土館で実際に発掘された五日市憲法等の資料を見学した後、五日市憲法草案記念碑を見学し、五日市学芸講談会の史跡や五日市憲法が発見された跡地・土蔵を見て回った。

この五日市憲法の特徴は何と言っても大日本帝国憲法とは比べ物にならないほどの先進的な人権保障の条文の充実度だ。大日本帝国憲法は「臣民の権利」として法律の範囲内でしか自由を認めなかった一方で、五日市憲法では「国民の権利」として、平等権や思想・表現の自由について明記し、刑事手続上の権利・自由についても多数の条文が設けられている。

中には「凡そ日本国に在住する人民は内外国人を論せずその身体生命財産名誉を保護す」という現憲法にも明示されていない先進的な条文すらも存在する。

このような先進的な条文は、五日市で自由民権運動が高まる中で結成された地元の青年たちの演説会・討論会（五日市学芸講談会）が深く影響を与えて生まれたものだと言われている。

何とこの五日市憲法を起草した当時、千葉卓三郎は29歳だった（私とたった一歳差！）とのことであ

る。

惜しむべくは、そのたった2年後に卓三郎は結核の進行によりこの世を去ることになってしまったことだ。もし彼がもっと長生きしてくれていたなら大日本帝国憲法にどのような影響を与えていたのだろうか、自由民権運動は更なる盛り上がりがあったのではないか、そんなことを夢想せざるにはいられない。わが身を振り替えるとあと一年で卓三郎ほど卓越した学識を習得することは残念ながら望むべくも無いが、せめてその人権思想だけは二度と後世にわたって埋もれさせることなく尽力する所存である。



## 5月3日憲法大集会感想

寺澤 純香（城北法律事務所）

去る5月3日、有明防災公園で開催された憲法大集会に参加しました。

最寄りの有明駅から公園へ向かうと、すでに多くの人々が集まり、賑やかな雰囲気には包まれていました。会場に到着すると、想像をはるかに超える参加者の数に圧倒されました。所属団体を見つけるのも一苦労で、会場内を歩き回ること数十分、ようやく顔見知りの先生方を見つけることができました。改めて会場を見渡すと、これほど多くの人が、我が国の憲法について真剣に考え、よりよい未来のために行動しているのだと思うと、感動とともに大きな喜びを感じました。

そもそも憲法とは、一人ひとりが尊重される社会を実現するための基盤となるものです。その憲法が今まさに「変えられようとしている」状況にあって、市民が自らの声を上げることには大きな意義があると改めて実感しました。

たとえば、憲法13条の個人の尊重の原理のもとでは、誰もが自分らしく生きる権利を持ち、その実現のために制度や社会のあり方が問われるはずですが、そして、選択的夫婦別姓や同性婚といった制度が、いまだに認められていない現状は、この憲法の理念と必ずしも整合的とはいえない状況です。だからこそ、「憲法を守る」とは、単に現在の状態を維持することではなく、憲法の理念を実際の社会に生かしていく営みなのだと考えます。憲法は誰にとっても無関係なものではなく、すべての人の生き方と深く結びついていることを、今回の集会を通じて改めて感じました。

また、私は有明防災公園から豊洲駅までのパレードにも参加しました。みんなで旗や横断幕を掲げ、声を上げて行進するなか、沿道では手を振ってくれる人や、「頑張って!」と声をかけてくれる人もいました。

これまで私は、パレードを外から見ることの方が多かったのですが、実際に参加してみると、思っていた以上に楽しく、活気に満ちたものでした。大勢でのシュプレヒコールや行進は一体感を生み出し、行動する側の気持ちを高めてくれました。そしてその光景は、多くの人々の目を引き、強いメッセージ性を放っていたように思います。

昨今、若者を中心とした政治への無関心が問題視される中で、今回のパレードがきっかけとなり、一人でも多くの方が憲法や憲法改正、そしてこれからの日本のあり方について考える機会となってくれたら嬉しく思います。



## 2025年度執行部 就任挨拶

### 事務局次長 小河 洋介（東京合同法律事務所）

本年から自由法曹団東京支部の事務局次長に就任しました、東京合同法律事務所の小河洋介と申します。修習期は73期です。

私は、今年で弁護士登録5年目になりますが、登録1年目から主に精神障害者の方の権利擁護に取り組んできました。例えば、精神科病棟に出張相談に行き、強制入院させられた方々の退院請求活動があります。こちらは東京三弁護士会の退院請求部会に所属し、各単位会での退院請求当番弁護士名簿を整備・運用も行ってきました。団員の皆様もぜひとも名簿に登録していただければと思います。医療観察事件を含む精神障害を抱えた方の刑事弁護も数多く経験してきました。所外では弁護士有志の団体である全国トラブルシューター弁護士ネットワークという団体で事務局として所属しており、無料LINE相談や分かりやすい法律コラムの作成など、障害を抱えた方の法的支援に取り組んでいます。



これまで団の活動にはあまり関与できていなかったのが正直なところで、事務局次長就任に不安がないわけではありませんが、役職に就任することで団の活動に腰を据えて取り組む機会をいただいたと思います、今後は様々な活動に関わり、自身の問題意識（精神障害を抱えた方の権利擁護）を団の活動の中でも取り組み、深めていければと思いますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。

### 事務局次長 柏木 優孝（東京東部法律事務所）

この度、自由法曹団東京支部の事務局次長に就任しました東京東部法律事務所の柏木優孝と申します。修習期は73期です。事務局次長の就任のお話をいただいたときは、私で務まるのか不安に思いましたが、人権課題に向き合うとともに、団の活動に取り組む機会をいただいたと思い、引き受けさせていただくことにしました。東京東部法律事務所からは、西田前幹事長と入れ替わる形で執行部に入ることになりますので、より一層身が引き締まる思いです。



近年における国内外の情勢は、著しく変化し混迷を深めています。そして、日本社会に目を向けても、貧困状態に陥り、生活に苦しんでいる人々が数多くいます。日々の事件活動においても、経済的あるいは社会的問題から生活に困窮している人が増加していることを実感することがあります。このような状況で、様々な社会問題に取り組む団員の役割はますます大きくなっていくものと考えます。

私としても、その一助になるべく、これまで以上に社会問題について向き合い、勉強しながら、団の活

動に取り組んでいきたいと思ひます。団員の皆様にはご迷惑をおかけしてしまうこともあるかと思ひますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。  
みましよう。

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

## 全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

### 【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし  
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

### 【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし  
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願ひします。

#### <取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎  
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)  
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ24-07764 2024年9月17日)